

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

平成 22 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う品目及びその主な内容は、以下のとおり。

なお、今回の見直し（5 品目追加、判断の基準等の見直し 48 品目）により、平成 23 年度における特定調達品目は 19 分野 261 品目となる。

基本方針前文

- 「特定調達品目以外の環境物品等」において、直接購入する物品等にとどまらず、調達に伴い間接的に発生する環境負荷の低減にも努める旨記載

文具類

- ステープラーについて「汎用型」と「汎用型以外」に分類し、「汎用型」の判断の基準を見直し（再生プラスチック配合率 40%以上 70%以上（機構部分を除く））
- 使用される塗料について、有機溶剤・臭気の高減を文具類共通の配慮事項に追記
- スタンプ台に係る 1 年間の経過措置の終了

OA 機器

- 「プロジェクタ」を品目として追加（製品重量、消費電力等を判断の基準として設定）
- 省エネ法のトップランナー基準の改正に伴い、電子計算機及び磁気ディスク装置の判断の基準の見直し
- インクカートリッジについて判断の基準を見直し（再使用・マテリアルリサイクル率に係る数値基準の設定）
- 掛時計について判断の基準を見直し（太陽電池及び一次電池が使用される場合を追記）
- コピー機等について希少金属類を含む部品の再使用に係る設計上の工夫を配慮事項に追記
- トナーカートリッジについて回収した使用済み製品のプラスチックを再び製品に使用する仕組みの構築を配慮事項に追記
- コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、ディスプレイに係る 1 年間の経過措置の終了

家電製品

- 「テレビジョン受信機」を品目として追加(省エネ法のトップランナー基準、多段階評価基準¹の改正に伴うエネルギー消費効率等を判断の基準として設定)。なお、平成 23 年度は「3 つ星」以上とする経過措置を設定(経過措置については電気冷蔵庫、電気便座及びエアコンディショナーにおいて同じ。)
- 省エネ法の多段階評価基準の改正に伴い、電気冷蔵庫等について判断の基準を見直し。なお、電気冷蔵庫の定格内容積 350 ℓ以下の製品については別途経過措置を設定
- 省エネ法の多段階評価基準の改正に伴い、電気便座について判断の基準を見直し。なお、電気便座のうち暖房便座及び温水洗浄便座の貯湯式について従前の経過措置を継続

エアコンディショナー等

- 省エネ法の多段階評価基準の改正に伴い、家庭用エアコンディショナーについて判断の基準を見直し

照 明

- 省エネ法のトップランナー基準、多段階評価基準の改正に伴い、蛍光灯照明器具について判断の基準を見直すとともに、省エネ効果の高い各種制御機能を配慮事項として設定
- LED 照明器具について判断の基準を見直す(固有エネルギー消費効率を 20lm/W 以上 40lm/W 以上)とともに、対象範囲の明確化及び調達に当たったの留意事項を追記
- 蛍光灯のうちラピッドスタート形又はスタータ形について判断の基準を見直し(エネルギー消費効率を 80lm/W 以上 85lm/W 以上)
- 電球形状のランプのうち LED ランプについて判断の基準を見直し(エネルギー消費効率の設定)
- 電球形蛍光灯について省エネ法のトップランナー基準の改正に伴い、判断の基準を見直すとともに、電球形蛍光灯以外についても判断の基準を見直し(エネルギー消費効率を 40lm/W 以上 50lm/W 以上)

自動車等

- 平成 23 年 4 月以降に型式指定を受ける乗用自動車等について、燃費表示モードが JC08 モードとなることに伴う移行措置を実施(10・15 モード燃費と JC08 モード燃費を併記)

¹ グリーン購入法の特定調達品目のうち、省エネ法の多段階評価の対象となっている品目に係る判断の基準については原則として多段階評価「4 つ星」以上としている

消火器

- 製品の回収システム、再使用又はリサイクルシステムの構築を判断の基準に設定（配慮事項から）

制服・作業服、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品

- 現行の基本方針において、経過措置を設けた制服、作業服等 13 品目について 1 年間の経過措置を終了（防災備蓄用品の対象品目も同様）

インテリア・寝装寝具

- マットレスについて判断の基準を見直し（再生 PET 樹脂配合率の算定方法の変更）

設備

- 日射調整フィルムについて調達者が留意すべき事項を追記

公共工事

- 「路上表層再生工法」を品目として追加
- 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）及び陶磁器質タイルについて判断の基準等を見直し（重金属等有害物質の溶出・含有検査の対象範囲の明示）
- 吸収冷温水機について判断の基準を見直し（成績係数の強化）
- 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管について判断の基準を見直し（単層管の再生材料配合率の強化）
- 排出ガス対策型建設機械について判断の基準を見直し（排出ガス基準の強化）
- 資材の包装及び容器について簡易包装、再生利用等を公共工事共通の配慮事項として設定

役 務

- 「飲料自動販売機設置」を品目として追加（年間消費電力量、冷媒への HFC の使用禁止等を判断の基準として設定）
- 印刷の判断の基準等を見直し（オフセット印刷工程に係る判断の基準の設定等）
- クリーニングについて対象範囲の明示（他の品目として調達する場合の扱い）